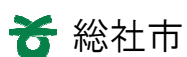


介護予防・日常生活支援総合事業について (概要)

平成28年12月

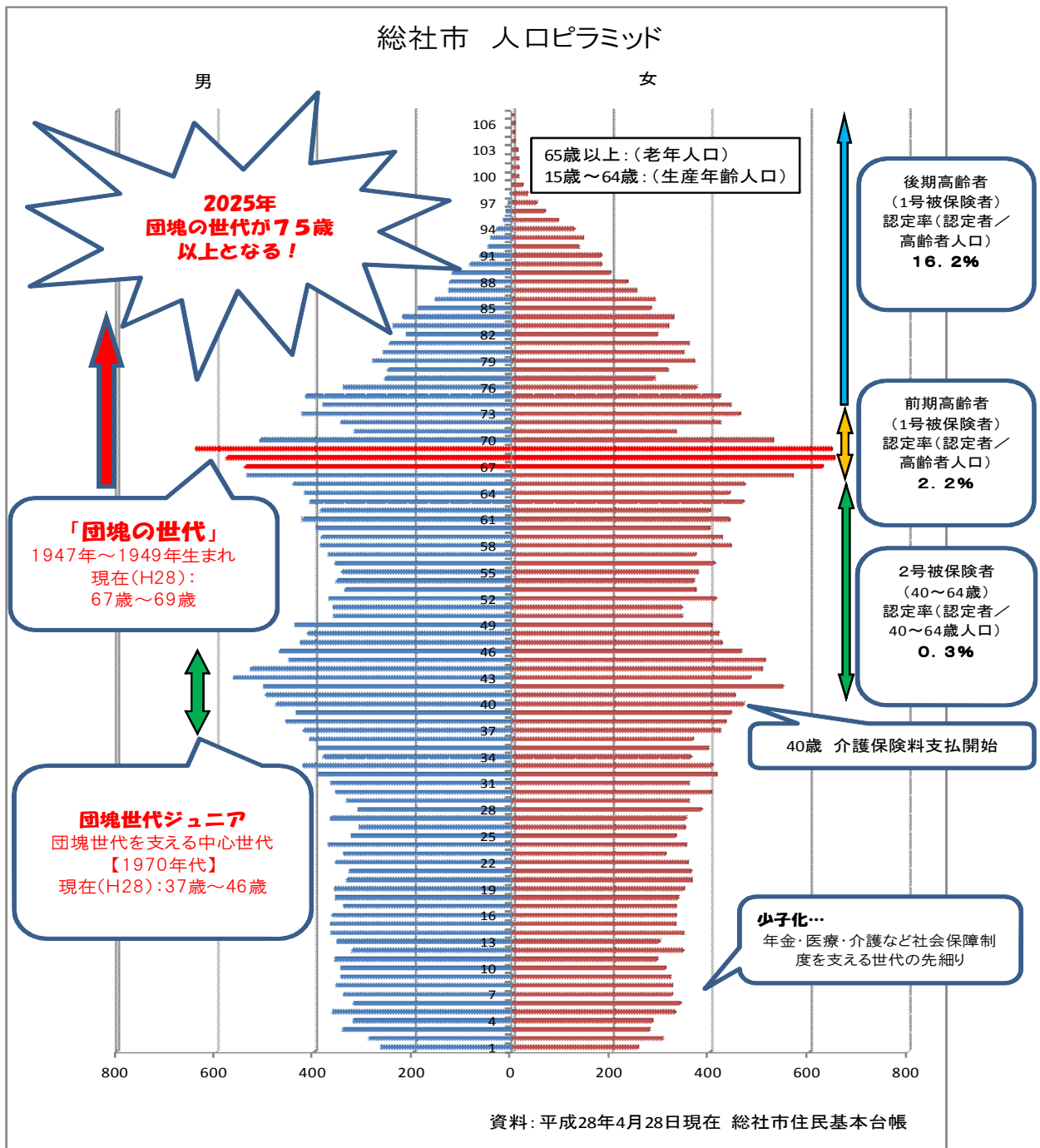


保健福祉部 長寿介護課

1 介護予防・日常生活支援総合事業の背景

(1) 総社市の人口構造

団塊世代（第一次ベビーブーム 昭和22年～24年生まれ 現在66～68歳）の人たちが、医療や介護のリスクが高まる75歳以上に達する10年後には現在での社会保障制度の仕組みでは支えきれないことが予想されており、制度の仕組みを見直す必要が出てきています。

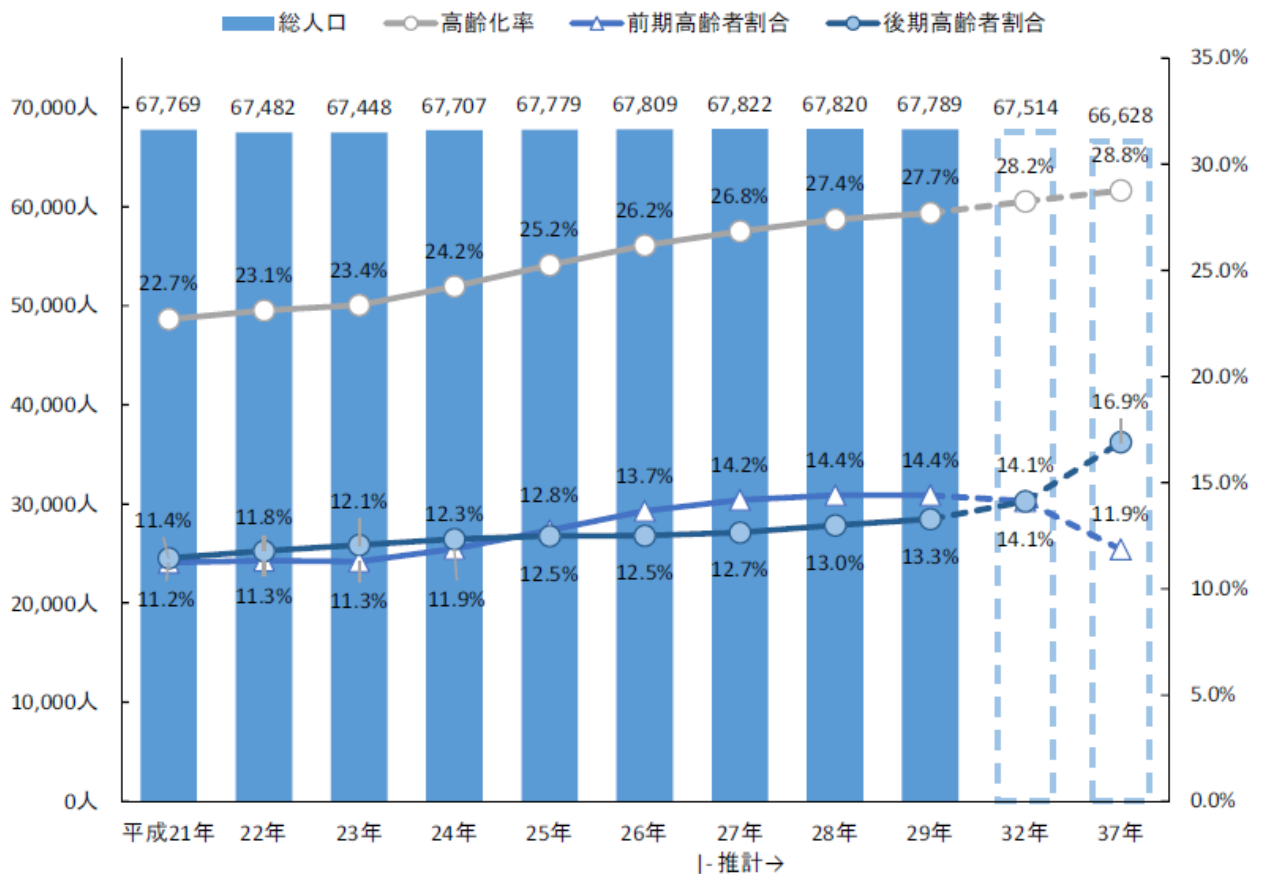


(2) 総人口・高齢化率の推計

高齢化率は、平成 27 年 8 月末 26.8% → H37 年 28.8% (+1.5%)

平成 37 年には、総人口が 66,628 人になると想定され、平成 28 年 8 月末現在 (67,820 人) と比較すると、約 2%減少する見込みです。

高齢化率は上昇を続け、平成 37 年には 28.8% (+1.5%) となる見込みで、特に前期高齢者 (65~74 歳) の割合は、平成 29 年まで緩やかに上昇し、その後下降に転じます。後期高齢者 (75 歳以上) の割合は、平成 37 年度には 16.9%となる見込みです。



各年 9 月 30 日現在

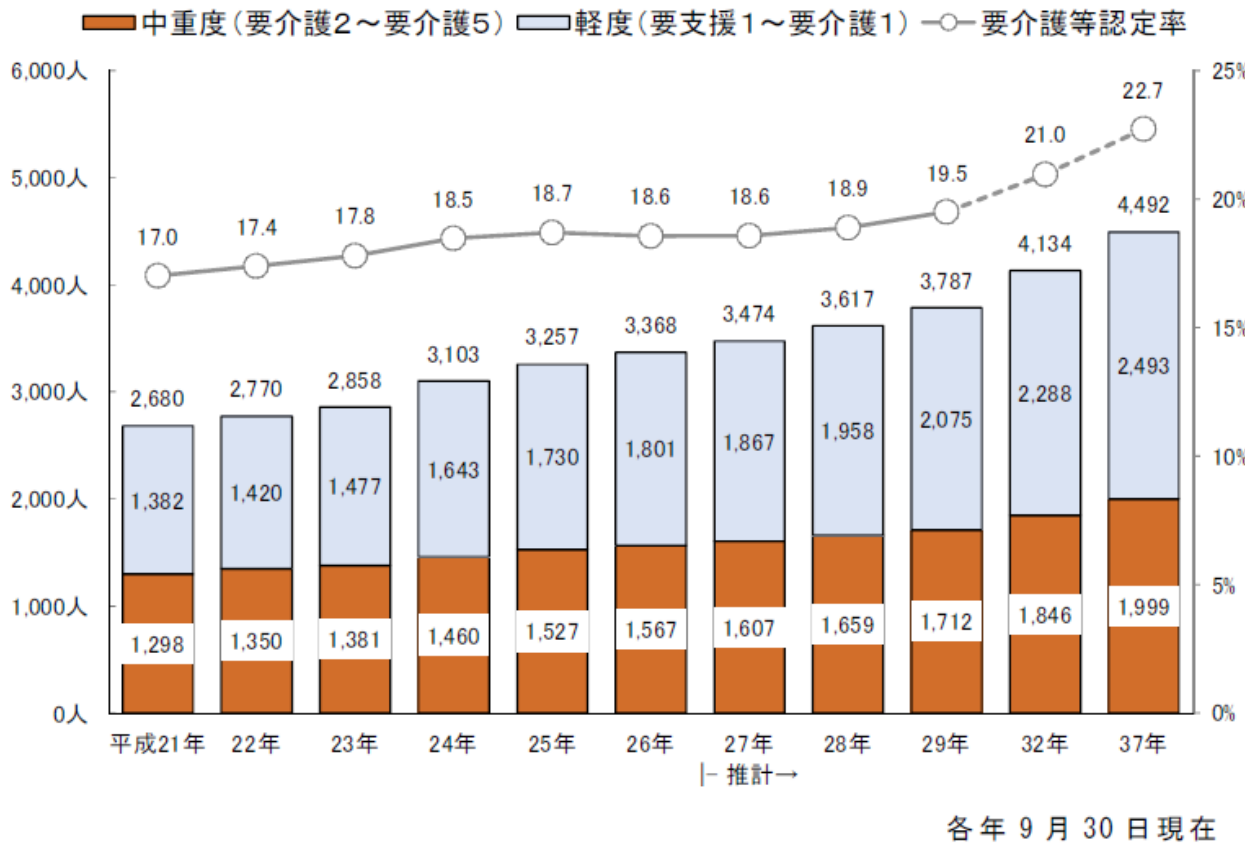
資料：総社市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画

(3) 要介護認定者数の推計

要介護認定率は、平成 27 年 8 月末 18.6% → H37 年 22.7%(+1.5%)

平成 37 年には、介護を要する高齢者は 4,492 人となり、平成 28 年 8 月末の要介護認定者数 (3,495 人) と比較して約 28.5%増加することが予測されます。

介護度の中重度・軽度別に比較すると、平成 26 年から平成 37 年への増加率は、中重度が 27.6%、軽度者が 38.4%と軽度者の方が大幅に増加する見込みです。

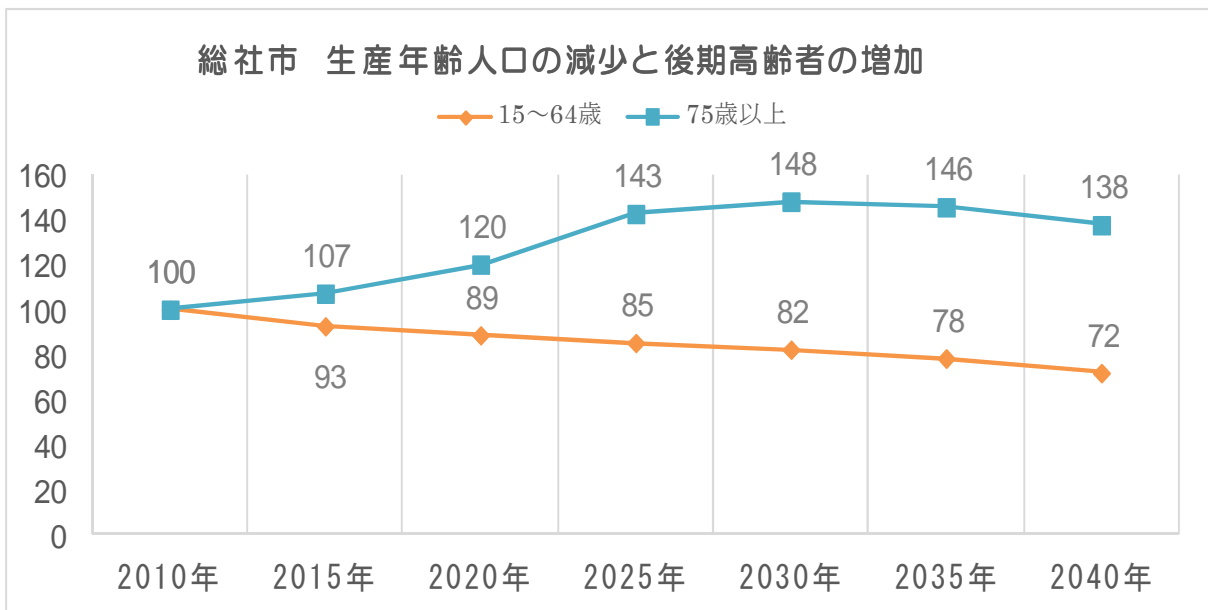


資料：総社市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画

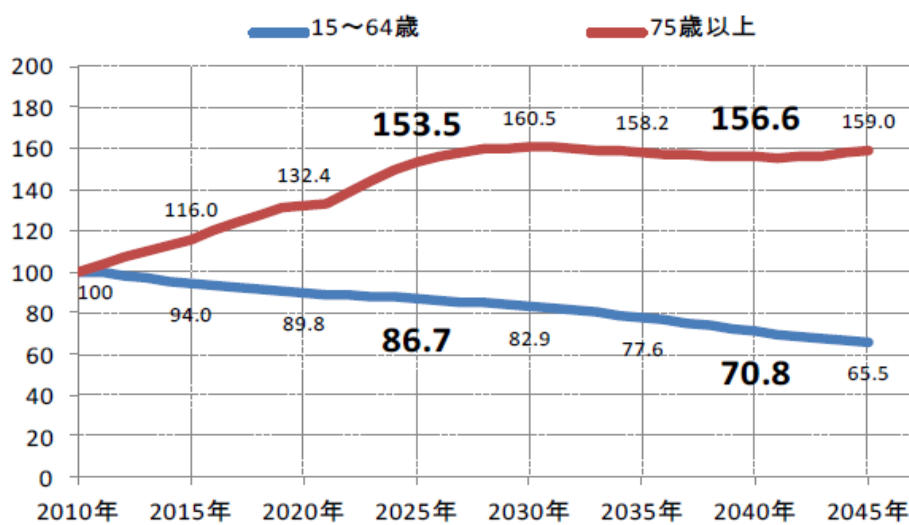
(4) ニーズの増大と担い手の減少

総社市の医療や介護のリスクが高まる75歳以上（上線：青線）とそれを支える担い手15歳～64歳（下線：橙線）の推計（2010年を100とした場合）をみると、若干全国より低い推計となっています。

- ◆ 後期高齢者人口の増加
- ◆ 担い手が急速に減少する⇒専門職が急速に減少することが予測される。
- ◆ 生活支援ニーズの高い単身世帯・高齢者のみの世帯が増加傾向である。



<図表 1：生産年齢人口の減少と後期高齢者>

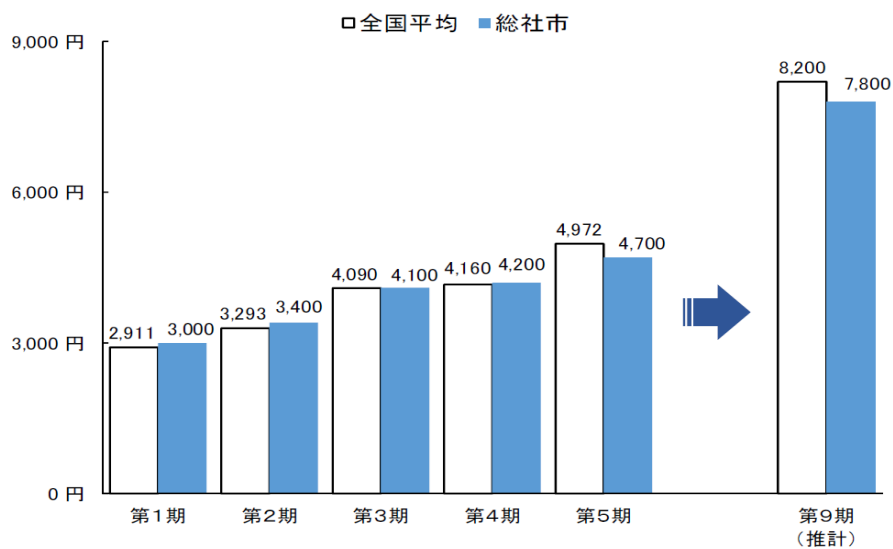
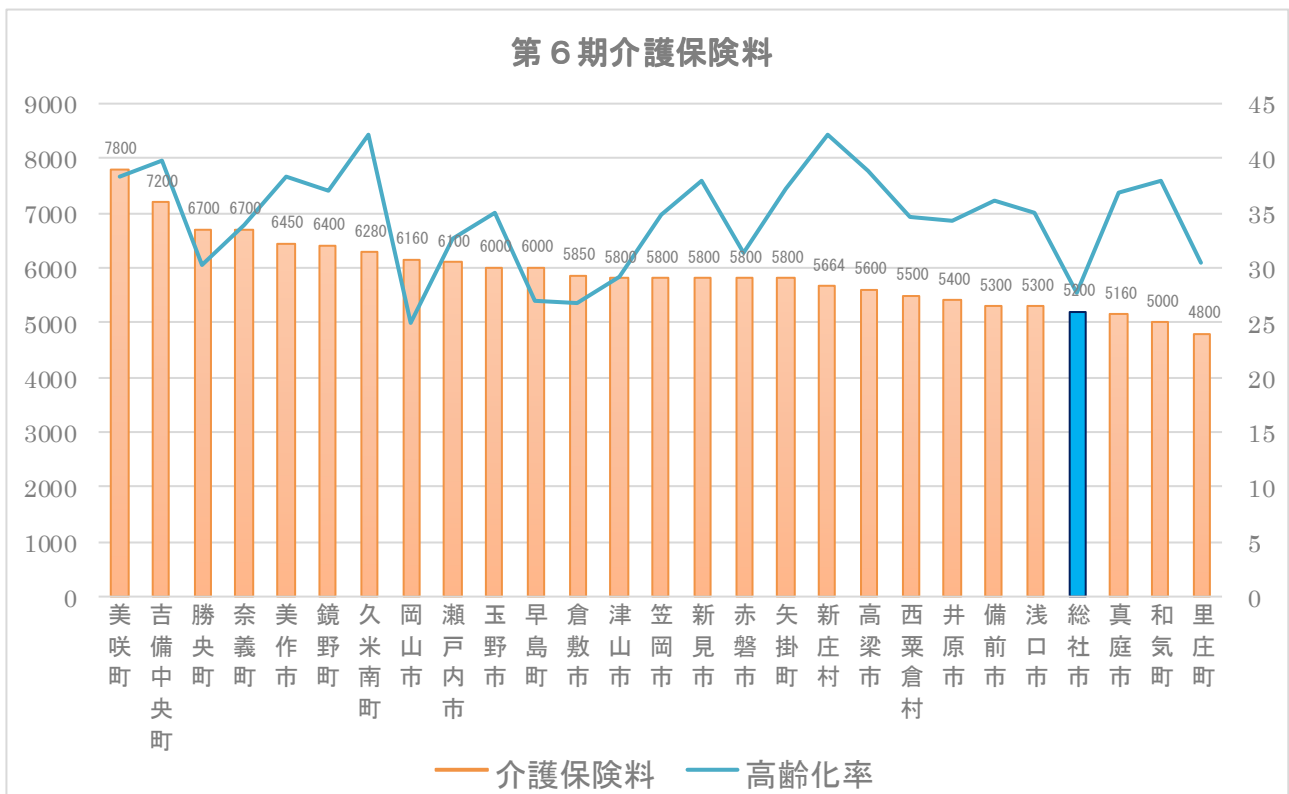


出所) 国立社会保障・人口問題研究所のデータをもとに三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが作成。※2010年を100とした場合の2045年までの推計値

(5) 介護保険料基準額の推計

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものになります。

今のままで介護保険制度を続けた場合、第9期（H36～H38）には、総社市の保険料基準額は、月額7,800円に上昇することが予測されます。



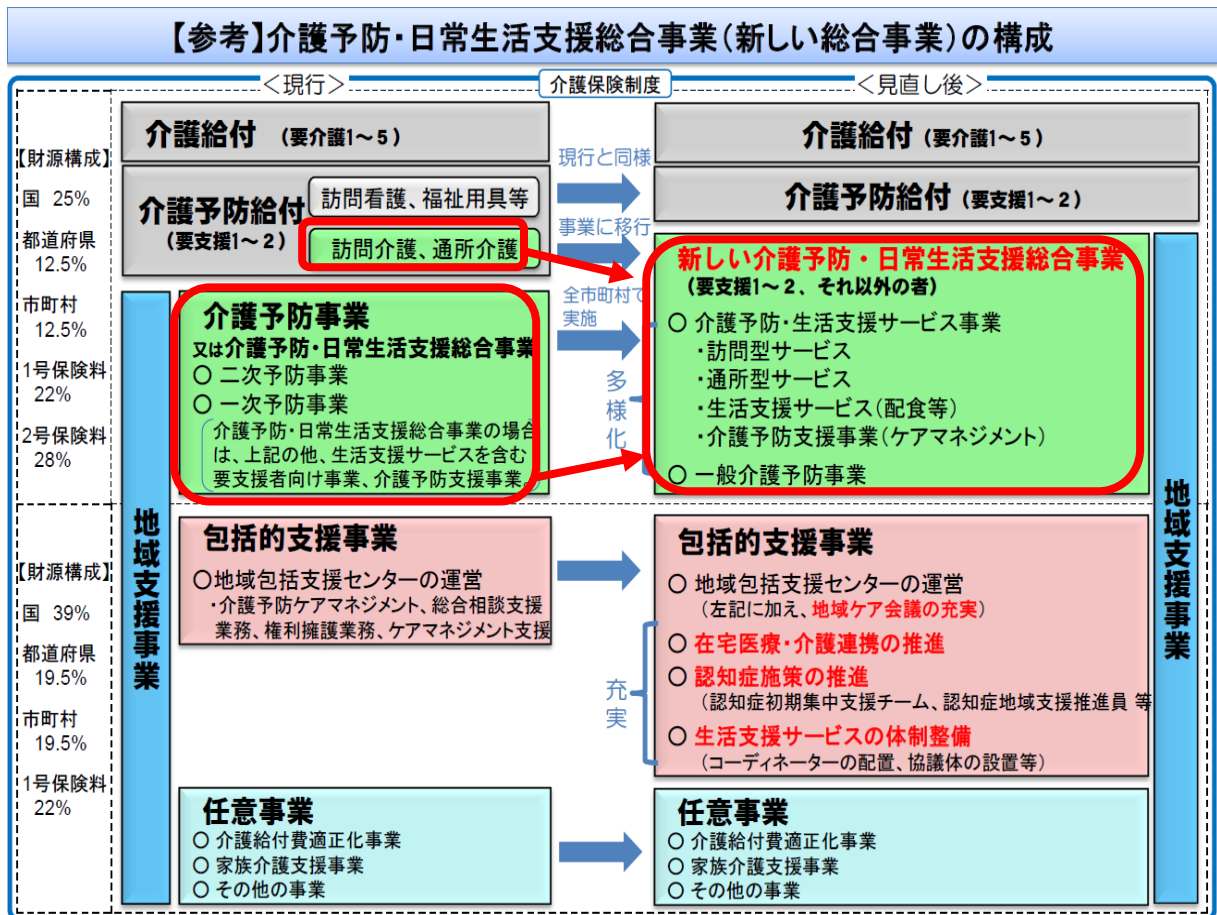
資料：実績及び介護保険事業計画ワークシート結果を基にグラフを作成

2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 制度改正の趣旨

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。

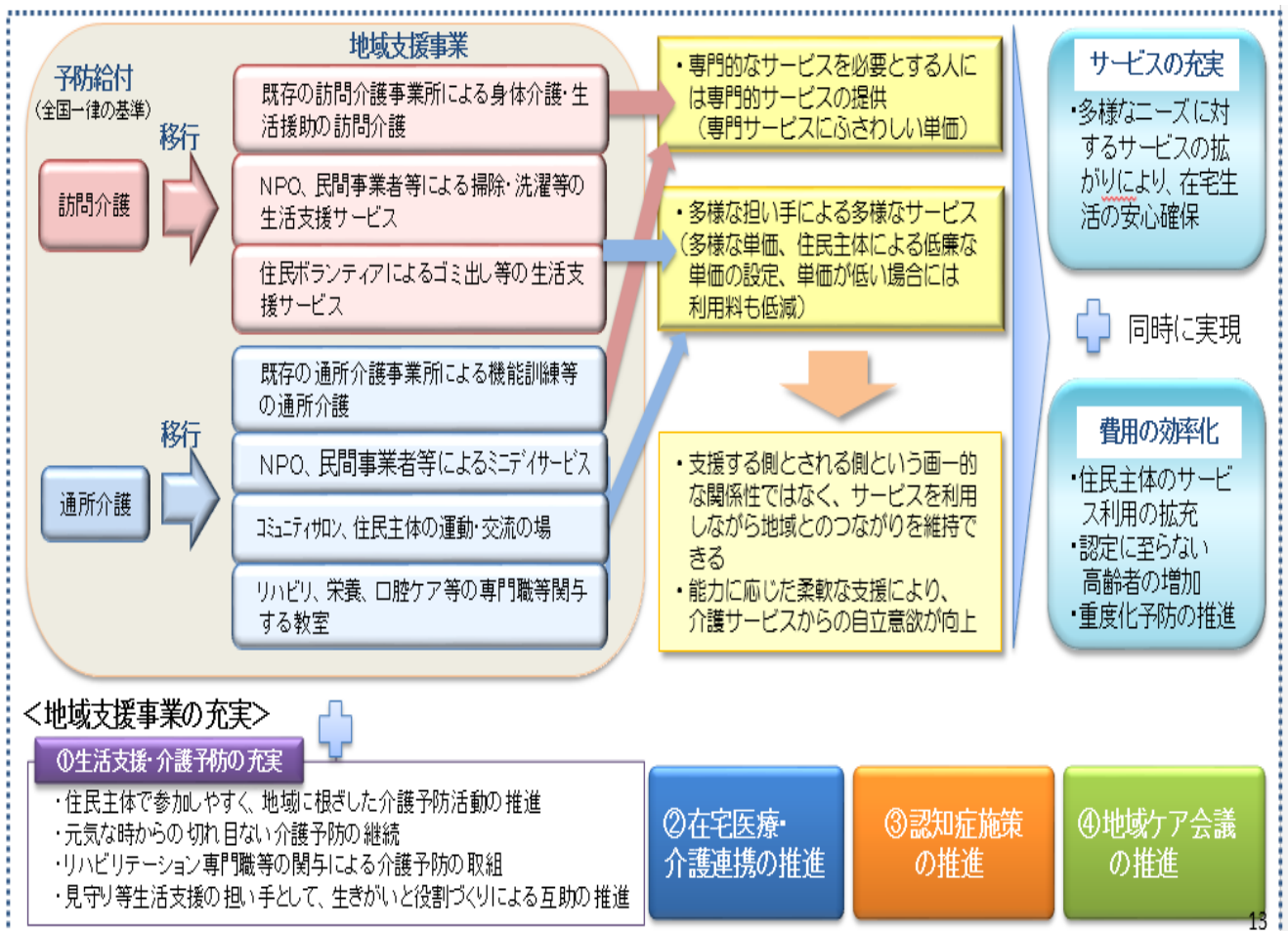
既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。



資料：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン

(2) 目的

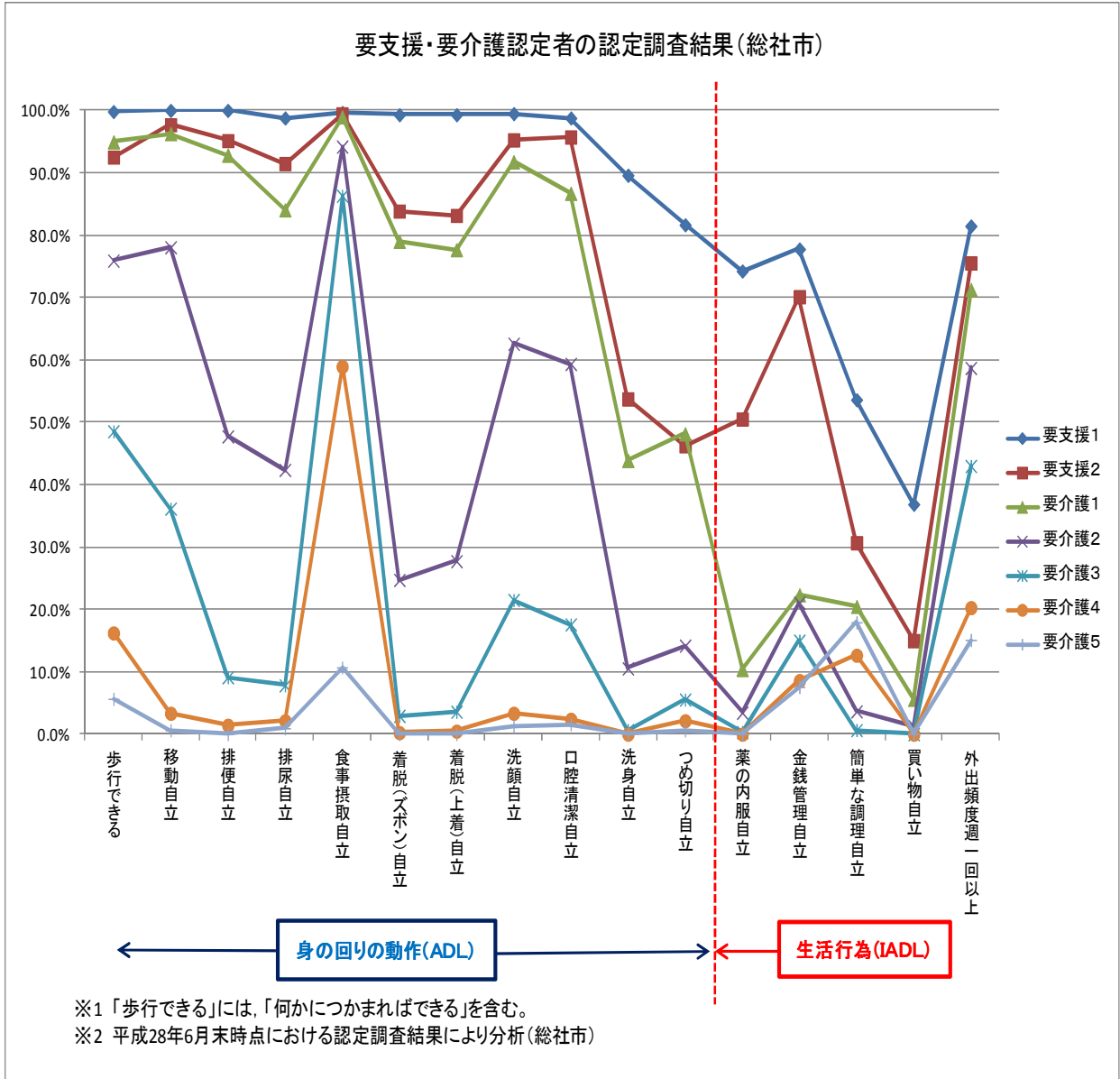
総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。



資料：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン

3 総社市の要支援認定者等のサービスの利用状況

(1) 要支援・要介護認定者の状態像



手段的日常生活動作能力 (IADL) のうち、「薬の内服」, 「簡単な調理」, 「買い物支援」について、援助を必要としている方が多い。

(2) 要支援認定者数 (H28. 6 月末現在)

要支援認定者	認定者数	内 2 号被保険者
要支援 1	554 人	11 人
要支援 2	836 人	17 人
合 計	1,390 人	28 人

(3) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービス利用者数 (H28. 9 末現在)

(H28. 6 月サービス利用分) 国保連合会請求データより抽出

要支援認定者	介護予防訪問介護	介護予防通所介護
要支援 1	74 人	167 人
要支援 2	134 人	324 人
合 計	208 人	491 人

(4) 介護予防訪問介護の利用状況 (H28. 9 末現在)

① サービス種類別 (要介護度別) 利用者数

(H28. 6 月サービス利用分 介護予防プラン分析による)

サービス種類	利用回数 (概ね)	利用人数	内要支援 1	内要支援 2
予防訪問介護 I	週 1 回程度	89 人	43 人	46 人
予防訪問介護 II	週 2 回程度	89 人	31 人	58 人
予防訪問介護 III	週 3 回程度	30 人	0 人	30 人
	合 計	208 人	74 人	134 人

※予防訪問介護 II, IIIには, 日割りを含む。

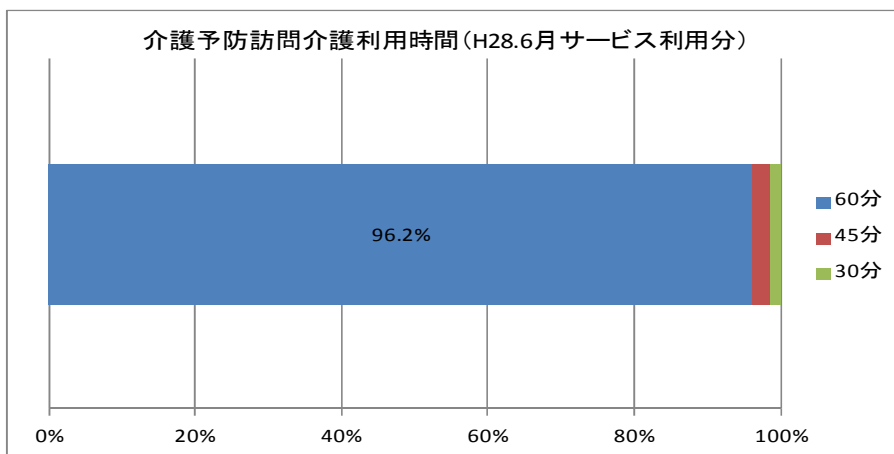
② サービス種類別単位数

(H28.6月サービス利用分 国保連合会請求データ分析による)

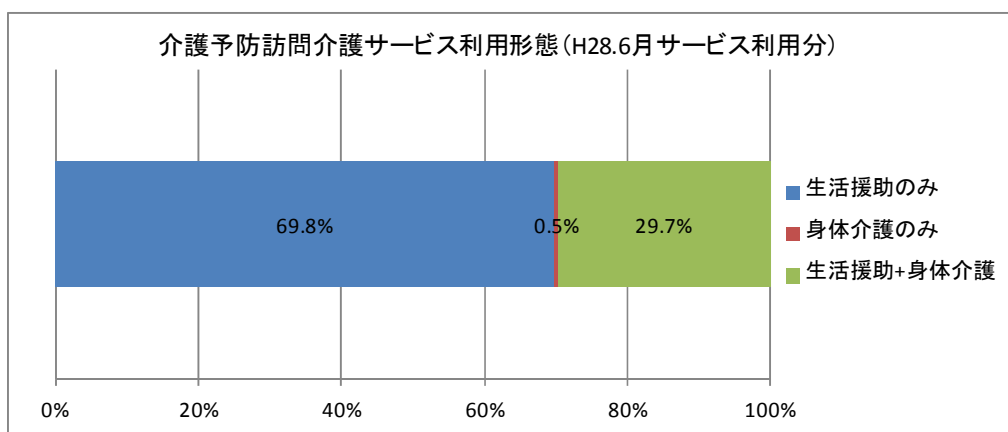
サービス種類	利用回数 (概ね)	単位数 (10 割分)
予防訪問介護Ⅰ	週 1 回程度	103,016 単位
予防訪問介護Ⅱ	週 2 回程度	204,509 単位
予防訪問介護Ⅲ	週 3 回程度	109,686 単位
	合 計	417,211 単位

417,211 単位 × 10 円 = 4,172,110 円 (月額 : 10 割分)

③ サービス利用時間

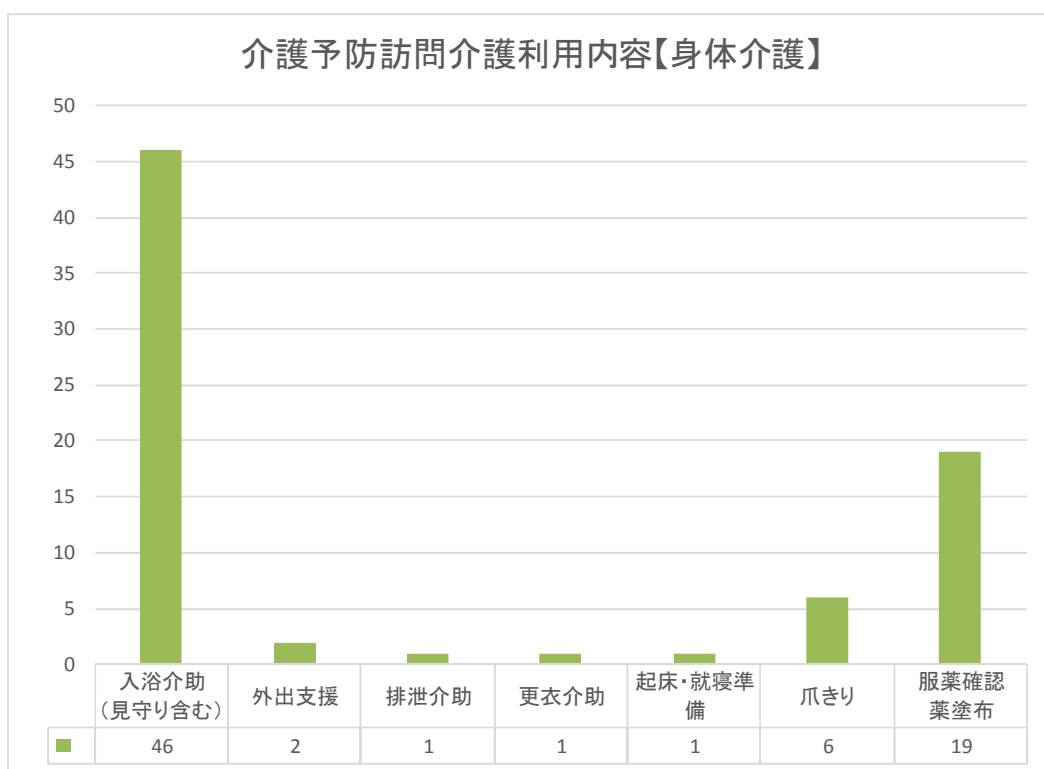
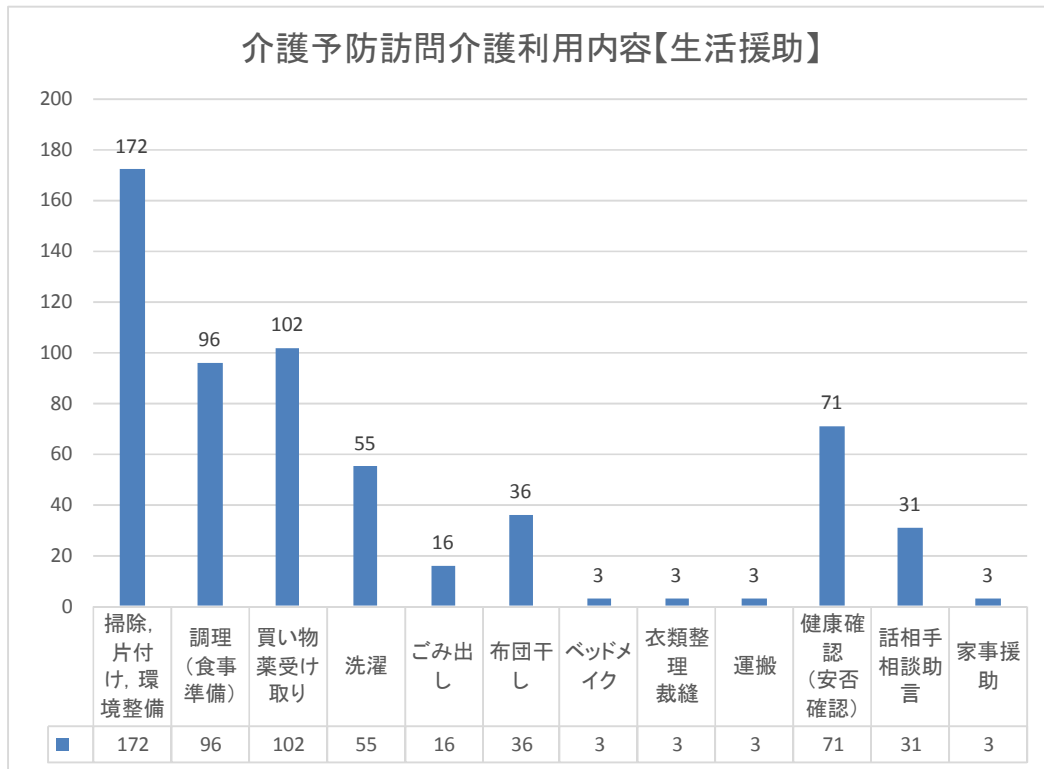


④ 身体介護と生活援助の内訳



⑤ サービス利用内容（生活援助，身体介護）

（H28.6月サービス利用分 介護予防プラン分析による）※重複あり



⑥ サービス提供事業所の内訳

(H28.6月サービス利用分 国保連合会請求データ分析による)

	要支援 1	要支援 2	合計
市内事業所 (10 事業所)	66 人	116 人	182 人
市外事業所 (10 事業所)	8 人	18 人	26 人
合計 (20 事業所)	74 人	134 人	208 人

(5) 介護予防通所介護の利用状況 (H28.9 末現在)

① サービス種類別 (要介護度別) 利用者数と加算算定の状況

(H28.6月サービス利用分 国保連合会請求データ分析による)

サービス種類	要支援 1	要支援 2	合計
介護予防通所介護	167 人	324 人	491 人

② 主な加算の状況

(H28.6月サービス利用分 国保連合会請求データ分析による)

サービス種類	要支援 1	要支援 2	合計	割合 (%)
介護予防通所介護	167 人	324 人	491 人	—
【加算】				
若年性認知症受入加算	0 人	0 人	0 人	0%
生活機能向上グループ活動加算	16 人	31 人	47 人	9.6%
運動器機能向上加算	70 人	127 人	197 人	40.1%
栄養改善加算	0 人	0 人	0 人	0%
口腔機能向上加算	3 人	3 人	6 人	0.6%
選択的サービス複数実施加算 (I) 1	16 人	31 人	47 人	9.6%
選択的サービス複数実施加算 (I) 2	5 人	17 人	22 人	4.5%

※生活機能向上グループ加算…自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に加算。

※選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）…運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能サービスのうち複数のサービスを実施した場合に加算。（ただし、それぞれの加算を算定している場合は算定不可）

1：運動機能+栄養改善 2：運動機能+口腔機能

③ サービス種類別単位数

（H28.6月サービス利用分 国保連合会請求データ分析による）

サービス種類	単位数（10割分）
予防通所介護 要支援1	314,190 単位
予防通所介護 要支援2	1,197,351 単位
	1,511,541 単位

1,511,541 単位 × 10 円 ÷ 15,115,410 円（月額：10割分）

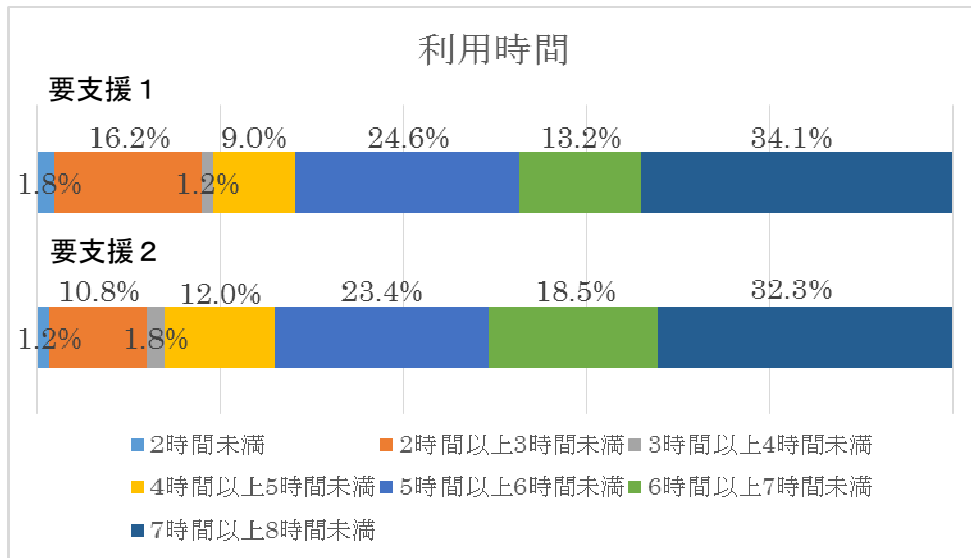
④ サービス提供事業所の内訳

（H28.6月サービス利用分 国保連合会請求データ分析による）

	要支援1	要支援2	合計
市内事業所（32事業所）	155人	299人	454人
市外事業所（21事業所）	12人	25人	37人
合計（53事業所）	167人	324人	491人

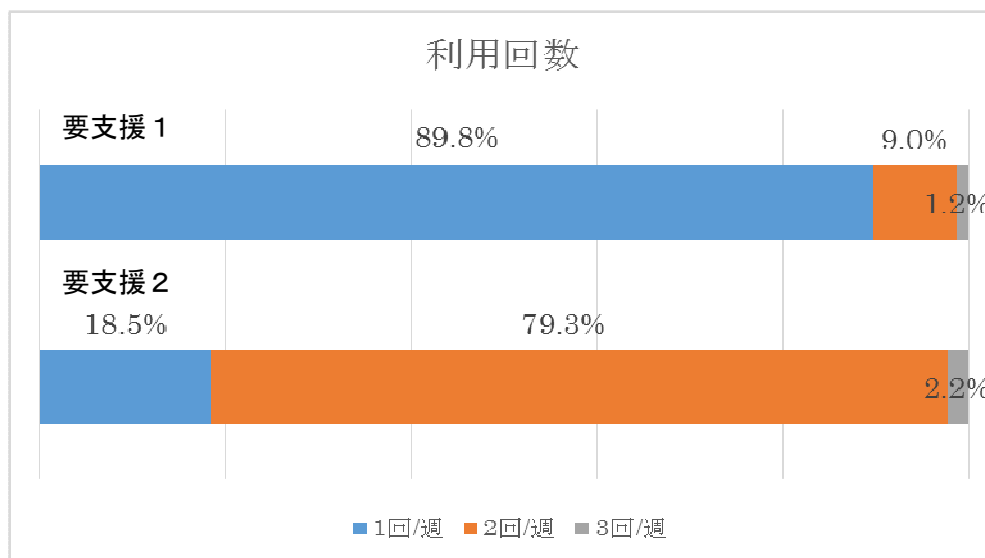
⑤ サービス利用時間

(H28.6月サービス利用分 介護予防プラン分析による)



⑥ サービス利用回数

(H28.6月サービス利用分 介護予防プラン分析による)



4 介護予防・日常生活支援総合事業の類型

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスについて

総社市は、介護予防・日常生活支援総合事業において、以下のサービスを実施します。

- 1 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - (1) 旧介護予防訪問サービス（現行相当サービス）
現在の介護予防訪問介護に相当するサービス
 - (2) 住民主体訪問サービス（訪問型サービスB）
身体介護を必要としない者等に対する、生活支援サポーター（ボランティア等の支援の担い手に対する研修を修了した者）による訪問介護サービス
- 2 通所型サービス（第1号通所事業）
 - (1) 旧介護予防通所サービス（現行相当サービス）
現在の介護予防通所介護に相当するサービス
 - (2) 基準緩和通所サービス（通所型サービスA）
現在の介護予防通所介護の指定基準等を緩和したサービス
 - (3) 短期集中通所サービス（通所型サービスC）
生活機能を改善する支援が必要な者等に対する、専門職による短期集中予防サービス
- 3 一般介護予防事業
 - (1) いきいき百歳体操（介護予防普及啓発事業）
高齢者の誰もが参加できる集いの場

訪問型(生活支援)サービス(第1号訪問事業)

①旧介護予防訪問サービス(現行相当サービス)

現在の介護予防訪問介護に相当するサービスで訪問介護事業所が実施主体。

②住民主体訪問サービス(訪問型サービスB)

生活支援サポーター(ボランティア等の支援の担い手に対する研修を修了した者)によるゴミ出しなどの生活支援サービス(有償)。

拡充分

通所型(介護予防)サービス(第1号通所事業)

①旧介護予防通所サービス(現行相当サービス)

現在の介護予防通所介護に相当するサービスで通所介護事業所が実施主体。

②基準緩和通所サービス(通所型サービスA)

現在の介護予防通所介護の基準を緩和したサービスで通所介護事業所、NPO、民間事業者等が実施主体。

拡充分

③短期集中通所サービス(通所型サービスC)

生活機能が低下している状態から専門職が集中的にケアを行い、機能改善・向上を目指すサービスで通所介護事業所が実施主体。

拡充分

一般介護予防事業

①いきいき百歳体操(介護予防普及啓発事業)

高齢者の誰もが参加できる集いの場、実施主体は地域住民。



5 一般介護予防事業について

○対象者は、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

○一般介護予防事業の類型は以下のとおり。

事業	内容	これまでの取り組み	今後の取り組み
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる	要介護（支援）認定者を除く高齢者に基本チェックリストを実施、二次予防事業対象者を把握	これまでの事業を検討し、介護予防活動へ繋げる取り組みを実施
介護予防普及啓発事業	介護予防の普及・啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき講座（介護予防教室）の開催 ・『いきいき百歳体操』の会場で啓発活動（139会場） 	引き続き『いきいき百歳体操』の会場等や市の出前講座等を通じて活動の場を拡大
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	地域包括支援センターを中心とした『いきいき百歳体操』を通じた介護予防事業への取り組み	引き続き『いきいき百歳体操』を普及・啓発するとともに、生活支援サポーター養成講座等、自身の介護予防活動としての定着を図る
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う	新規事業	今後評価を実施
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言を実施	新規事業	リハビリテーション専門職の効果的・効率的な活用を図る

○今後の方向性

総社市では高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場『いきいき百歳体操』を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

リハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防の機能を強化することをめざします。